

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 26
2023 年 3 月

2023 年 3 月 29 日（水）、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 9 回口頭弁論が行われました。傍聴は 30 名ほどでした。

■原告の意見陳述

私たち家族が十数年かけて造り上げてきた我が家は、原発事故により簡単に奪われることになりました。（意見陳述より）

冒頭、原告の意見陳述はこの言葉からはじまりました。20 代の頃から思い描いてきた夢を実現するために田村市の里山に移り住み、自給自足の暮らしを営むために土地を耕し、ログハウスを建て、十数年かけてやっと家族と共に幸せな営みを送れるようになった矢先におきた原発事故。事故から 12 年の間に、いっしょに自宅を作り上げたご両親は亡くなり、宅地の除染はされても、所有する畑や山林は除染されずそのままの状況なのに、子どもを連れて帰り「事故前のように生活ができるでしょうか。そう、訴える原告の声は震えていました。

我が家を、事故前の状態に全て戻してください。それができないのであれば、私たちが納得できる補償をして私たちに謝罪してください。
判断をされる方々には、このような私たちの切ない気持ちをくみ取り、賢明な判断をしていただきたくお願い致します。（意見陳述より）

■国の SA (シビアアクシデント)※1 対策^{けたい}懈怠※2 に関する補充

この日原告は、一審で何度も主張してきた「国の SA 対策懈怠」を補充するための主張をしました。これまで一貫して原告は、国が「①津波対策」と「②SA 対策」を東電が行うよう国として規制権限を行使しなかったのは違法である、と訴えてきました。でも、一審判決で②について言及されておらず、判決の中で

触れられていない状態でした。そこで、控訴審で改めて裁判所が判断を下す場合に備えて、一審で行った主張を整理して伝えました。

一審では、2014 年～2016 年に、国や東電の SA 対策懈怠について主張し、書面を提出しました。東京電力福島第一原発は地震と津波により「全電源喪失」に陥りましたが、そもそも「全電源喪失」が起こりうる原因はそれだけではなく、あらゆる事象がおきても「電源を確保するための予防措置、冷却機能の確保、注水冷却手段確保」等々の対策が取られていて然るべきなのにそれがなされていなかった。さらに国は、事故当時の法律では、SA 対策は国の規制権限行使の対象とされていない、と主張してきたのです。原子力政策は国策なのに東電に安全管理責任を投げたように見えます。これは、津波対策云々以前に、原発を運用する上での大きな問題だったように思えます。

でも裁判所は、津波対策と SA 対策をなぜ分けて考えるのか、同じくくりとして考えられるのではないか、それぞれを別に捉えて判断する必要があるのかがわからないようで、「理解したいのもっと具体的に説明してほしい」と求めたそうです。その説明は、次期期日となる予定です。

■6 月 17 日の最高裁判決が他の裁判の判決ではない

最高裁判決を受けて、全国の訴訟弁護団による統一の主張が今回提出されました。最高裁判決にある誤りを主張したほか、「最高裁判決は本訴訟の事実認定及び法的判断を拘束しない」…つまり、ほかの訴訟にはそれぞれに別の原告、主張、証拠があり、最高裁判決に左右されることなく、憲法の原則にしたがって証拠に基づき事実を認定し法的判断を下せる、ということです。

控訴審はまだ続きます。

次回、控訴審第 10 回口頭弁論期日は、2023 年 7 月 7 日（金）15 時からです。

傍聴人 金榮知子

※1 SA (シビアアクシデント=severe accident) →原子力関連施設において設計基準を大幅に超える事象により、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重体な損傷に至る過酷事故のこと。チェルノブイリ、スリーマイル島、福島第一の原発事故が該当。

※2 懈怠(けたい) →法律用語では法律において実施すべき行為を行わずに放置することをしめす。権利を行使しないことを指す場合と、義務を履行しないことを指す場合がある。この訴訟の場合は、「規制権限を行使する義務を履行しなかった」ことを意味する。